

草津市例規執務サポートシステム更新等業務 仕様書

1. 目的

この仕様書は、草津市例規の管理に係る事務の効率化と法制執務体制の充実を図るため、例規集データベースシステム（以下「システム」という。）の構築に係るソフトウェアおよびデータベース等の構築、本業務の見積書作成に必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託の概要

- (1) 名 称 草津市例規執務サポートシステム更新等業務
- (2) 契 約 期 間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (3) システム構築期間 契約締結日から令和7年3月31日
- (4) システム導入 令和7年4月1日稼働

3. 仕様

(1) 基本仕様

- ア. LGWAN-ASP方式でサービスを提供できる構成とする。
- イ. 職員の LGWAN 接続が可能な全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

■O S : Windows 10 以上

■ブラウザ : Microsoft Edge(Chromium 版)、Google Chrome

- ウ. データベースは、受託者の用意するデータセンターで管理し、本市でのサーバ管理は一切不要とする。
- エ. データセンターにおけるネットワークについて、ファイアウォールを設け、適正なポリシーのもと運用を行うこと。また、不正なサーバへのアクセスや不正なパケットなどの検知および防御ができることにより、健全なネットワーク環境を維持すること。

(2) 初期構築対象

- ア. データベースは、令和6年11月14日内容現在の草津市例規集の現行例規および平成13年6月30日以降の廃止例規、過去例規、過去原議、改正履歴を対象として構築すること。各コンテンツの詳細は以下のとおりとする。ただし、本業務を受託しようとする者が、草津市例規集データベースシステムを初期段階から構築する場合において、年度内における③④⑤の構築が難しい場合は、企画書にその旨を記載すること。

① 現行例規

令和6年11月14日内容現在の現行例規（約1,600件）に対し、令和6年1

2月31日までに公布された制定改廃内容の反映したデータを構築すること。

② 廃止例規

平成13年6月30日以降に廃止された例規（813件）について、例規間リンクおよび引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築すること。

③ 過去例規

平成13年6月30日以降の過去例規（41議会分）について、例規間リンクおよび引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築すること。

④ 過去原議

平成13年9月議会分以降の過去原議（5,749件）について、改正沿革からのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築すること。

⑤ 改正履歴

平成23年7月1日以降の全ての改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できるとともに、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式および新旧対照表形式で表示が可能なデータを構築すること。

⑥ 行政手続処分一覧

処分件数1,653件（法令：令和5年7月1日、例規：令和5年4月17日、都道府県例規：令和5年7月20日現在）の「(3) システム仕様（例規）ウ.行政手続検索」に掲げる機能を実現した環境を構築すること。

イ. データベースの構築にあたり、資料の提供方法は以下のとおりとする。これらの文字情報から、字下がり体裁やリンク情報等を付加したデータベースを構築すること。

① 現行例規

本市のホームページ等から入手するものとする。ただし、データの利用は、例規の文字情報（別表、様式、図等を含む。）の利用に限る。

② 廃止例規

例規の文字情報（別表、様式、図等を含む）のデータ（当該文字情報を Word ファイルに貼り付けたもの）を本市が提供する。

③ 過去例規、過去原議、改正履歴

原議の形（紙）またはデータで本市が提供する。なお、過去例規、改正履歴（施行年月日単位）の作成にあたっては、過去原議を元に作成すること。

(3) システム仕様（例規）

ア. 例規検索

① 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から検索できる機能。平成23年7月1日以降の改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できること。

② 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能。

③ 原議検索機能

用語、題名、年月日、種別・番号、所管部署から原議を検索できる機能（平成13年6月からシステムに蓄積した過去原議5,749件も検索対象とすること）。また、原議から改正対象の例規を一覧で表示し、例規本文を表示できる機能。

④ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能。全文検索実行後は、複数の用語でヒットした箇所を色付けて表示すること。例規本文は、平成23年7月1日以降の改正内容について、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式で表示できること。

⑤ 引用表示機能

例規の引用関係を表示できる機能。

⑥ リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能。

⑦ 原議リンク機能

例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能。平成13年9月議会分以降の改正内容からシステムに蓄積した過去原議もリンク対象とすること。

⑧ 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を **RTF** 形式でダウンロード、印刷できる機能。平成23年7月1日以降の改正内容については、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式でダウンロードできること。

⑨ 様式出力機能

選択した様式を **RTF** 形式でダウンロード、印刷できる機能。

⑩ 検索結果出力機能

検索条件に合致した例規の一覧を **CSV** 形式でダウンロード、印刷できる機能。検索結果から、複数の例規本文データを一括してダウンロードすることができること。

⑪ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて **RTF** 形式でダウンロードできる機能。平成23年7月以降の改正内容については、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、新旧対照表形式にて **RTF** 形式でダウンロードできること。

⑫ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定（数字・括弧の全角／半角設定（号番号と条文中の表記は個別に設定）が可能であることは必須）ができる機能。

イ. 例規起案・審査

① 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Webブラウザ上で条文を編集できる機能。条文編集の際は、税条例のようにページ数の多い例規であっても、ページを切り替えることなく1画面で例規全文が表示することも可能とすること。

② 法制執務支援機能

例規の各構造に対して法制執務上行える改正作業のみを表示する機能。

③ 改正箇所確認機能

本文見え消し形式で編集箇所を確認できる機能。

④ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能。

⑤ 原議生成機能

原議を自動生成する機能。複数施行日の改正、附則での改正、等の改正、多段改正形式の原議生成に対応していること。

⑥ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

⑦ 原議点検機能

原議構造、日本語表記、形式事項について点検できる機能。

⑧ とけだませ点検機能

システムで作成した原議をとけだませ、とけだませた後の条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

⑨ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定および一部改正の例規データをシステムに取込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能。一部改正については、とけだませ後の条文を見え消し形式および新旧対照表形式で確認できること。

⑩ とけだませ後条文表示機能

とけだませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できる機能
また、とけだませ後条文から、新旧対照表を自動生成できる機能。

⑪ 原議再構成機能

システムで作成した原議を再構成（複数の原議を1つに統合）する機能

ウ. 行政手続検索

① 行政手続検索機能

適用区分、処分区分、所管、法令・例規名称、処分概要から検索できる機能

② 表示機能

法令・例規名称、根拠条項を表示できる機能

③ 個票出力機能

個票のデータを PDF 形式でダウンロード、印刷できる機能

エ. 例規管理

① 電子出稿機能

システム上で原議（例規データ更新用原稿）の送信が行える機能。

② 点検項目設定機能

条文、原議、とけ込ませ点検の際の点検項目を設定できる機能。また、任意の点検用語を設定・管理できる機能。

オ. 過去例規

平成13年6月30日以降の議会定例会ごとの内容現在（41議会分）に切り替えることができ、用語、題名、体系、年月日（期間の指定を含む）、種別、番号から詳細に検索・閲覧、ダウンロードができる機能。条文中で自例規の他の条項や、他例規の条項、法令の条項を引用している場合は、引用箇所から当該条文にリンクすることができること。

(4) システム機能（その他）

ア. 法令改廃情報提供システム

- ① 法令改廃情報を原則として官報発行の概ね3営業日後に提供できること。
- ② 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- ③ 制定・改廃のあった法令本文の表示に加え、改正履歴の見え消しまたは新旧対照表で参照できること。
- ④ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- ⑤ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- ⑥ 制定・改正された法令の概要や、それに伴う例規整備の情報を閲覧できること。

イ. 法令検索システム

- ① 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。
- ② 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- ③ 法令本文は施行日単位での参照を可能とし、1つ前の施行日時点からの改正箇所を改正文言単位の見え消し形式または新旧対照表形式で表示できること。
- ④ 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- ⑤ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。
- ⑥ 更新は週に1回以上実施すること。また、内容現在は更新時の1週間前とすること。

ウ. 判例検索システム

- ① 最高裁発足（昭和22年）以降に発行された公式判例集および判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
 - ② 判例から関連する法令を表示できること。
- エ. 他団体例規検索・比較システム
- ① 例規の件名または本文を対象として用語検索できること（複数用語指定可能）。
 - ② 市町村の指定や、自治体規模、近隣地域などを指定して検索できること。
 - ③ 指定した例規と類似している他自治体の例規を検索できること。
 - ④ 例規内容の画面表示や印刷は、例規集の印刷の擬似体裁で出力できること。
 - ⑤ 全国の自治体から任意に選択した例規を対象に比較表を生成・出力できること。
また、1つ前の施行時点との新旧対照表を自動生成・出力できること。
- オ. 法制執務支援サービス
- ① 法制執務相談
例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。
 - ② 先行事例提供
新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。
- (5) システム操作のサポート
- ア. 操作マニュアルの提供
本システムの操作マニュアルを提供すること。
- イ. システム操作研修・説明
- ① システム導入後、職員に対し年1回以上の操作説明研修会を実施すること。操作研修会は、草津市の要請に応じ、回数を制限することなく実施できること。
 - ② 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。
- (6) データ更新
- ア. 草津市議会定例会終了後および草津市の要請に応じ、年4回以上のデータ更新を行うこと。例規の更新をシステムに反映させる際は、例規の重要性に鑑み、品質管理に最大限留意すること。
- イ. データ更新時に草津市が提供する原議についてもシステムに登載すること。
- ウ. 更新データの作成および更新は、本市が原議を提供してから原則30日以内に行うこと。
- エ. 更新を行うための原議資料は、紙もしくはデータ（word、Excel）で本市が提供する。
- オ. 年間の更新件数は、制定例規、被改正例規、廃止例規の合計で、約320件程度とする。
- カ. 前回更新時から改正・修正のあった法令・例規を調査のうえ、処分の洗い出しを行い、行政手続基準等のデータ更新を年1回行う。

(7) 例規集 HTML（ホームページ公開用データ）の作成

体系、五十音から例規を検索し、閲覧できる例規集 HTML データを格納した CD-ROM 40 枚をデータ更新の都度作成すること。

4. 保守について

- (1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。
- (4) 災害などで当庁からのインターネット接続が不能になった場合を想定し、パーソナルコンピュータにプログラムおよびデータをインストールし、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査機能が利用できること。

5. 動作確認について

- (1) 本市のネットワーク環境での仕様に適するものか確認するため、受託希望者は任意の日程で動作確認を行うものとする。本市のネットワーク環境に適合しない、LGWAN サービスでの提供が困難である等の障害が認められる場合は、早急に対応し、令和7年3月25日までに障害を解消すること。
- (2) (1)のスケジュールでの動作確認、障害の解消ができない場合は、当該システムは選定対象としないので留意のこと。

6. 納入方法

データベースは、データセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

7. 納入時期

「3. 仕様 (2)初期構築対象」に示した全てのデータおよび「3. 仕様 (3)システム仕様 (例規)、(4)システム機能 (その他)」に示した全ての機能を満たすデータベースを令和7年3月31日までに納入すること。ただし、本稼働前にシステムおよびデータ環境の検証と職員の操作研修を行う必要があるため、令和7年3月25日までに本仕様書の内容を全て満たす状態のデータベースを提供すること。

ただし、受託希望者が草津市例規集データベースシステムを初期段階から構築する場合においては、システム運用開始までのスケジュールについて提案書に明示するものとし、当該事業者が選定された際に別途協議の上決定できるものとする。

8. 見積対象の範囲および条件

上記各事項を含めた見積対象の範囲および条件は、次のとおりとする。

(1) 初期構築費用

- ① システム構築費用（「3.仕様(2)初期構築対象A」で示した件数で積算）
- ② サーバ設置費用

(2) 維持管理費用

- ① システム使用料および保守料
- ② 更新データ作成費用（「3.仕様(6)データ更新Aおよびカ」で示した件数で積算）
- ③ 例規集 CD-ROM の作成（年4回定例議会後の更新時に40枚作成）

9. 見積金額の算出方法

見積金額の算出にあたっては、「8. 見積対象の範囲および条件」で示した例規件数、年間更新件数等を基礎数値として、初期構築費用および導入初年度を含む5年間の必要経費を算出すること。また、見積金額の内容明細および年度ごとの金額を記載すること。

ただし、例規集データベースシステムを初期段階から構築する場合であって、予算内での提案が難しい場合は、別途見積書を提出すること。

10. 契約

- (1) 委託料は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの業務に係る経費とする。システム構築期間にかかる経費については、受託者が負担すること。
- (2) 委託料は原則年度末払いとし、草津市は受託者の請求に基づき、支払うものとする。

11. その他

(1) 外部公開用例規データについて

- ① データ更新ごとに、当市ホームページ掲載用の例規データを事業者のデータセンターで運用・更新すること。
- ② 目次検索、五十音検索が可能であること。
- ③ 例規内リンク（該当条・項・号、該当別表・様式）および例規間リンク（該当条・項）の機能があること。
- ④ 様式のダウンロードが可能なこと。

(2) 著作権について

ホームページ用データおよびシステムからの出力データの著作権は、草津市に帰属するものとする。

(3) 疑義の決定について

本仕様書に定めのない事項および疑義が発生した場合は、両者で協議の上、誠意をもって解決

すること。

(4) 環境配慮の周知について

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

参照:草津市ホームページ-暮らし・手続き-環境-草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること

(5) 熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

参照：草津市ホームページ-暮らし・手続き-防犯・安心・安全-熱中症予防

(6) 草津市の発注している物品の購入、役務の提供等（物品の買入れ、貸借、財産の売払い、その他役務提供、業務委託、（建設工事等にかかる業務委託を除く。)) における暴力団等による不当介入の排除について

- 1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。（通報書については、草津市ホームページ（事業者向け-入札・契約-規則等-物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について）に掲載）

以上